

巻頭言

4月以降の乳価について

惣 津 律 士

さきに岡山県が実施した生乳の需給調整と乳価安定の臨時措置は関係方面の格別の協力を得て、3月31日をもって概ね所期の目的を達成して終了しましたことは本県酪農振興上に寄与するところ洵に大きかったものと存じております。

さて、本県の生乳の需給事情は今年の夏以来の消費拡大運動によって7月を転機として著しく好転してまいりまして、最近の統計を見ましても2月の実績は、酪農工場集乳量の50%が県内の飲用に向けられており、更に、乳製品の滞貨も見られないという状態であります。一面生産量も1月以来の乳価引き上げによってその後順調な増加が見られており、かれこれ去年の同期に比較して、乳価引き下げを必要とする事由は何等見出し得ないのであります。

殊に本県では過去の実績から基本乳価、1.8リットルあたり45円を下廻る場合は農家の生産意欲を減退せしめる恐れがあると共に日量9万リットル(500石)以上の生産をあげている現在では京阪神の準市乳圏としての地位を確保しつつある関係から考えて、従来の乳製品原料乳供給地帯としての先入感から格付されていた本県乳価を、この際改める必要が生じてまいっているのであります関係から、4月1日付をもって、農林部長及び県酪連合会長連名により主要乳業者に、4月1日から基本乳価を45円にすべく同意を要請している次第であります。

さきに畜産局の格段のご配慮により3月16日付をもって、旭東集約酪農地域及び美作地域の拡大措置の告示がありまして、これによって県下の3つの集酪地域内の市町村数は6市58ヶ町村となり、地域内の乳牛

頭数は1万3,000頭になりました。

国では同時酪農振興法の一部改正を行ったのでありますが、これは牛乳及び乳製品の生産から消費に至るまでの各段階を均衡させつつ、酪農を健全に発展せしめるために、酪農経営の改善合理化を計画的にすすめると共に、生乳取引の公正化をはかる措置を一段と強化し、又牛乳、乳製品の消費を増進し、過剰乳製品について適切なる計画保管を行う途をひらく等の措置の制度化を進めるものであります。私共はこの改正された制度を十分に活用して、適正なる乳価を確保して健全なる酪農経費の樹立に努める必要を痛感している次第であります。